

第1回岩倉市障害者計画推進委員会次第

日 時 令和5年8月29日

午後1時30分～

場 所 岩倉市役所7階 第2・第3委員会室

1 委嘱状交付

2 あいさつ

3 自己紹介

4 委員長・副委員長の選出

5 議題

(1) 障害者計画の概要について (資料3)

(2) 策定スケジュールについて (資料4)

(3) 岩倉市障がい者計画の体系・骨子の検討について (資料5、6)

6 その他

〈配布資料〉

(資料1) 岩倉市障害者計画推進委員会委員名簿

(資料2) 岩倉市障害者計画推進委員会条例

(資料3) 計画策定の趣旨について

(資料4) 岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定スケジュール

(資料5) 岩倉市障がい者計画の体系・骨子の検討

(資料6) 課題整理シート

〈資料番号なし〉

- ・ 岩倉市障がい者福祉に関する計画策定のためのアンケート調査報告書
- ・ 岩倉市障がい者計画 (第5期)

岩倉市障害者計画推進委員会名簿

(任期：令和5年4月1日から令和8年3月31日まで)

| | 条例に規定された区分 | 所属等 | 氏名 |
|----|-------------|---------------------------------|--------|
| 1 | 識見を有する者 | 中部学院大学 教授 | 大藪 元康 |
| 2 | 社会福祉団体等の代表者 | 社会福祉法人 岩倉市社会福祉協議会 会長 | 伊藤 憲治 |
| 3 | 障害者関係団体の代表者 | 岩倉市障害者連絡協議会 | 石黒 常正 |
| 4 | 障害者関係団体の代表者 | 岩倉市障害者連絡協議会 | 長崎 成吉 |
| 5 | 障害者関係団体の代表者 | 岩倉市肢体不自由児・者父母の会 | 犬飼 直美 |
| 6 | 障害者関係団体の代表者 | 岩倉市身体障害者福祉協会 | 関戸 八郎 |
| 7 | 社会福祉団体等の代表者 | 社会福祉法人 いわくら福祉会 施設長 | 久木 恵 |
| 8 | 社会福祉団体等の代表者 | 社会福祉法人 尾北しらゆり福祉会 管理者 | 小倉 栄一郎 |
| 9 | 社会福祉団体等の代表者 | 岩倉市民生委員児童委員協議会 副会長 | 夏目 典子 |
| 10 | 教育機関の代表者 | 愛知県立一宮東特別支援学校 | 稲垣 貴子 |
| 11 | 教育機関の代表者 | 愛知県立小牧特別支援学校 | 浜田 幸治 |
| 12 | 医療機関の代表者 | 岩倉市医師会 | 井上 伸 |
| 13 | 医療機関の代表者 | 尾北歯科医師会岩倉地区会 | 犬飼 賢三朗 |
| 14 | 就労支援機関の代表者 | 尾張北部障害者就業・生活支援センター ようわ センター長 | 坂野 誠 |
| 15 | 市民の代表者 | 市民公募 | 安江 弘雄 |
| 16 | 市民の代表者 | 市民委員登録者 | 山中 里美 |

岩倉市障害者計画推進委員会条例（平成29年6月26日条例第14号）

最終改正:

改正内容:平成29年6月26日条例第14号 [平成29年6月26日]

○岩倉市障害者計画推進委員会条例

平成29年6月26日条例第14号

岩倉市障害者計画推進委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づく岩倉市障害者計画推進委員会(以下「委員会」という。)の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく市長の附属機関として、委員会を置く。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 岩倉市障害者計画の策定及び推進に関すること。
- (2) その他障害者に関する施策に関し、市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 障害者関係団体の代表者
- (3) 社会福祉団体等の代表者
- (4) 教育関係機関の代表者
- (5) 医療機関の代表者
- (6) 就労支援機関の代表者
- (7) 市民の代表者
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の後最初に委嘱される委員会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成32年3月31日までとする。

(岩倉市地域自立支援協議会条例の一部改正)

3 岩倉市地域自立支援協議会条例(平成26年岩倉市条例第13号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 岩倉市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年岩倉市条例第27号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)



計画策定の趣旨について

1 計画策定の趣旨・背景

近年、障がいのある人の高齢化や障がいの重度化が進む中で、障がい福祉サービスのニーズはますます複雑化・多様化しており、全ての障がいのある人が、地域で安心して生活できるまちづくりが求められています。また、「障害者基本法」の理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく社会参画と意思決定を行い、障がいのある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながらともに支え合う共生社会の実現が求められています。

国においては、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、社会的障壁の除去と合理的配慮の提供を明記したほか、同時に施行された「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」においても、雇用の分野における障がいを理由とする差別的取扱いを禁止する旨が規定されるなど、平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の着実な実現に向け各種法整備が進められてきました。

その後も、障がい者に係る法律・制度の改正が進められる中で、令和5年には「第5次障害者基本計画」が策定され、共生社会の実現に向け、障がいの有無に関わらず、全ての国民は等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がいのある人が自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加し、自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、社会への参加を制約している社会的障壁を除去することを基本理念とした取組が進められています。

岩倉市（以下「本市」）では、「障がい者計画」や「障がい福祉計画」の策定を通じて障がい福祉の推進を図っており、平成30年度に「岩倉市障がい者計画（第5期）」を策定し、令和3年度に「岩倉市障がい福祉計画（第6期）及び障がい児福祉計画（第2期）」を策定し、各種の施策に取り組んでまいりました。これらの計画期間が令和5年度をもって終了することから、計画の理念である「ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら」を念頭に、次期計画である「岩倉市障がい者計画（第6期）」及び「障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、本市における障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進していきます。

Ⅱ 2 国の障害者施策の流れ

(1) 障害者計画にかかる動向

障がい者施策は、昭和45（1970）年に「心身障害者対策基本法」によって、基本的な法律が成立しました。その後、「国際障害者年」（昭和56（1981）年）等の国際的な動きを経て、昭和57（1982）年に国内では障がい者施策に関して初めての本格的な長期計画である「障害者対策に関する長期計画」を策定、平成5（1993）年にはその後継計画として「障害者対策に関する新長期計画」が策定されるなど、障がい者施策の推進が図られてきました。

そうした中で、「心身障害者対策基本法」は平成5（1993）年に「障害者基本法」として障がい者の自立と社会参加の促進、精神障がい者を障がい者の範囲に加えるなど大きく改正され、平成15（2003）年度には「障害者基本法」に基づき「障害者基本計画」が策定されました。「障害者基本計画」は、平成24（2012）年度までの10年間を計画期間として、障がいの有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し合う「共生社会」を目指すべき社会として掲げ、障がいのある方々が活動し、社会に参加する力の向上を図るとともに、福祉サービスの整備やバリアフリー化の推進など、自立に向けた地域基盤の整備に取り組むものとされました。「障害者基本法」は平成16（2004）年に改正され、各自治体における『障害者計画』の策定義務等が規定されました。

平成15（2003）年から、身体障がい、知的障がい児・者の福祉制度は、市町村がサービス内容を決定する従来の「措置制度」が変わって、「支援費制度」が導入され、利用者自らがサービスを選択できるようになりました。平成17（2005）年10月には、安定した財源確保のもと、公平で利用者本位に立った支援制度を確立し、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するための法律として、「障害者自立支援法」が成立しました。これにより、『障害福祉計画』の策定も各自治体に義務づけられました。

平成23（2011）年には、「障害者基本法」が防災・防犯、消費者としての障がい者の保護を加えるなど一部修正されるとともに「障害者自立支援法」が廃止され、難病等を障がい者の定義に加えること、ケアホームのグループホームへの一元化、重度訪問介護と地域移行支援の利用対象の拡大、「障害支援区分」の見直しなどを主な内容とした「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が平成24（2012）年に新たに制定されました。

また、平成30（2018）年には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（改正障害者総合支援法）」が施行され、自立生活援助や就労定着支援、共生型サービスの創設等とともに、近年増加している医療的ケア児への支援体制の整備を始めとして障がい児支援のニーズが多様化することに対応するため、『障害児福祉計画』の策定が各自治体に義務づけられました。

(2) 近年の障害者に関するその他の法整備

障がい者の人権や権利に関しては、虐待を受けた障がい者の保護や、養護者に対する支援の措置等を定めた「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24（2012）年に施行されました。また、差別の解消を推進し、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため「障害を理由とする差別の解消に関する法律（障害者差別解消法）」が平成25（2013）年に制定されるなど、関係する国内法の整備が進み、我が国では、平成26（2014）年に障害者の人権や基本的自由の享有を確保する障害者に関する国際条約である「障害者権利条約」を批准しました。その後、平成28（2016）年4月には、障害者差別解消法が施行され、差別的取り扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止（民間事業者は努力義務）等が盛り込まれました。

障がい者の雇用・就労に関しては、平成25（2013）年に、障がい者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るための「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」が施行されました。また、同年、雇用分野の障がい者差別を禁止するための措置等を定める「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（障害者雇用促進法）」が改正されました。

障がいの特性に応じた様々な法整備も進んでおり、平成27（2015）年に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が施行され、難病に関する医療や施策の基本的指針が定められました。また、平成28（2016）年には「発達障害者支援法の一部を改正する法律（改正発達障害者支援法）」が成立し、発達障がいの疑いがある場合の支援や、乳幼児期から高齢期まで切れ目のない支援等、発達障がい者の支援の一層の充実を図るため、全般にわたって法改正が行われました。

平成30（2018）年に2020年東京オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催を契機とした共生社会等の実現を図るため「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（改正バリアフリー法）」が施行されました。また、障がいのある人が、文化芸術を鑑賞・参加・創造できるための環境整備や、そのための支援を促進することを目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されました。

令和3（2021）年5月には、「障害者差別解消法」の施行後3年の見直しの検討が行われ、「合理的配慮の不提供の禁止」において、民間事業者の努力義務が法的義務になることなどを定める「改正障害者差別解消法」が施行されました。

令和4（2022）年12月には、障害者総合支援法の改正案が可決され、障がいや難病がある方の地域生活や就労の支援を強化として、障がい者の多様な就労ニーズに応じた支援として「就労選択支援」が追加されました。

3 計画の位置付け

(1) 計画の性格

「岩倉市障害者計画」は、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画であり、市民、関係機関・団体・事業者、市が活動を行う際の指針となるものです。

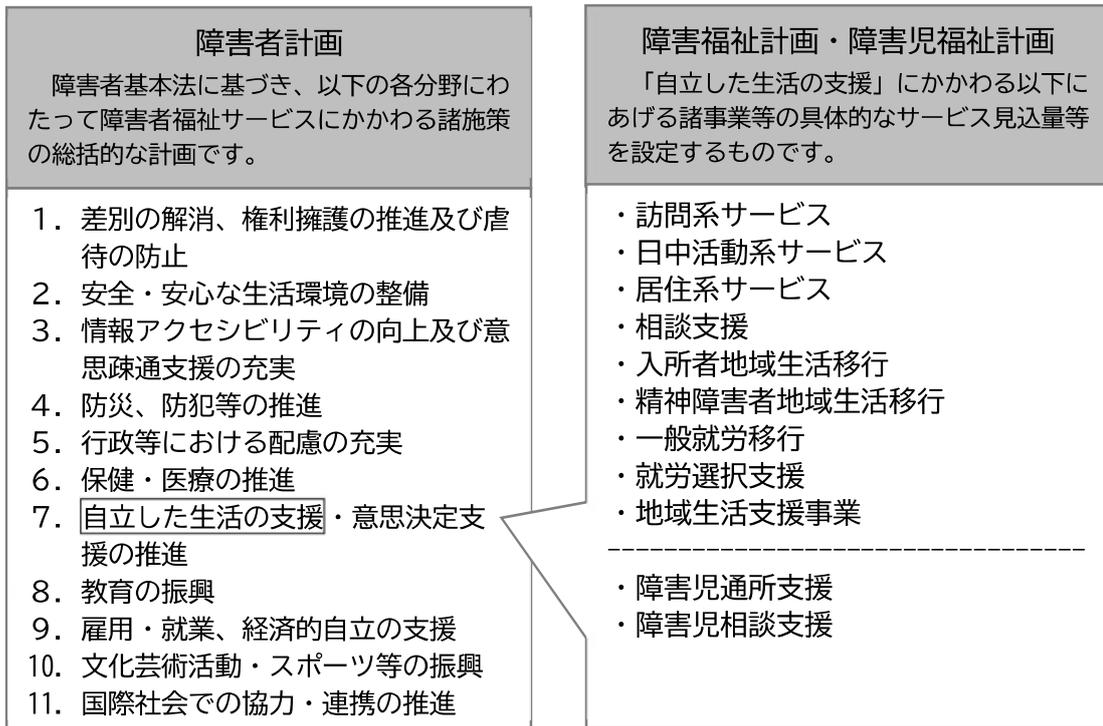
「岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画」は、障がい者福祉施策を円滑に実施するために、障害者（児）福祉の方向性をふまえたサービス量等の目標設定を行い、その確保をするための方策を定める計画となります。

(2) 根拠法令

障害者基本法による「障害者計画」は、障がい福祉施策等の基本理念や基本的事項を規定したものであるのに対し、障害者総合支援法による「障害福祉計画」と児童福祉法による「障害児福祉計画」は、生活支援にかかわる各種福祉サービスの障がい種別共通の給付等の事項を規定したものです。

| | 障害者計画 | 障害福祉計画 | 障害児福祉計画 |
|-----|--|---|--------------------------------|
| 内容 | 障害者施策の基本方針について定める計画 | 障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画 | 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画 |
| 根拠法 | 障害者基本法 | 障害者総合支援法 | 児童福祉法 |
| 国 | (第5次) 障害者基本計画 (令和5(2023)年度 ～令和9(2024)年度) | 障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針 (都道府県・市町村が参酌すべき基準を示す) | |
| 県 | あいち障害者福祉プラン 2021-2026 | | |
| 岩倉市 | 岩倉市障がい者計画(第6期)及び障がい福祉計画(第7期)及び障がい児福祉計画(第3期) | | |

【「障害者計画」と「障害福祉計画」と「障害児福祉計画」の関係と施策体系】



障害者基本計画（第5次）の基本的な考え

<理念>

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定める

<基本原則>

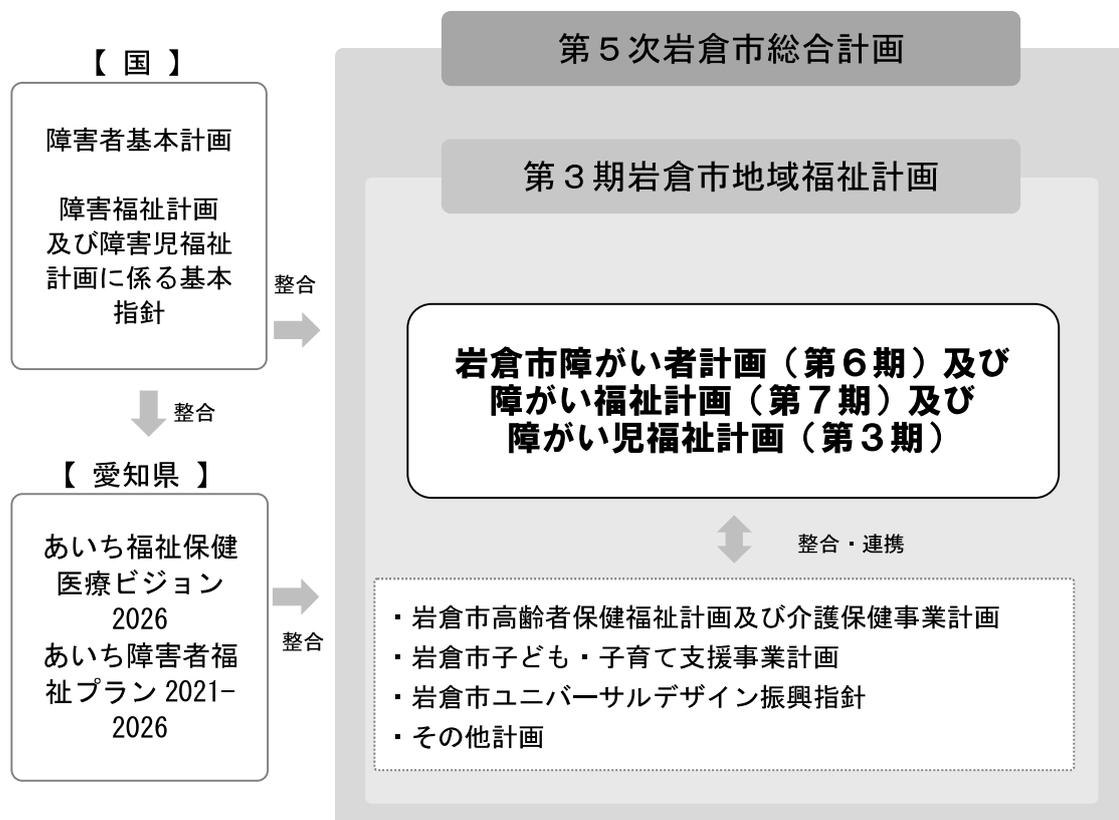
- 地域社会における共生等
- 差別の禁止
- 国際的協調

<各分野に共通する横断的視点>

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- PDCAサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

(3) 関連計画

岩倉市障がい者計画（第6期）並びに岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）は、市の最上位計画である「第5次岩倉市総合計画」における福祉分野の上位計画である「第3期岩倉市地域福祉計画」の障がい者福祉部門計画として位置付けられます。これらの計画では、本市が策定した「岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保健事業計画」、「岩倉市子ども・子育て支援事業計画」、「岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針」等の各種関連計画との整合・連携を図るとともに、国及び県が策定した上位計画・関連計画も踏まえつつ、本市における障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。



(4) SDGs (持続可能な開発目標) の視点を踏まえた計画の推進

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは、2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。

SDGsは17の目標と169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを基本理念として掲げています。SDGsの17の目標は、全世界に共通した普遍的な課題であり、「誰一人取り残さない」という理念は、障がいがある人々を含めた本市に住む全ての人々が、相互に尊重し支え合う「共生社会」を目指すという本計画の方針にも当てはまるものです。

そのため、障がい福祉施策を推進するに当たっては、SDGsを意識して取り組むことで、社会における様々な主体と連携しながら、障がいのある人々の人格と個性が尊重され、その最善の利益が実現される社会を目指します。



4 計画の期間

今回策定する「岩倉市障がい者計画（第6期）」は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの6年間で計画の期間とします。「岩倉市障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）」は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で計画の期間とします。

| 区分 | 令和3年度 (2021) | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023) | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) | 令和9年度 (2027) | 令和10年度 (2028) | 令和11年度 (2029) |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|------------------|
| 障がい者 計画 | 第5期 | | | 第6期 | | | | | |
| 障がい 福祉計画 | 第6期 | | | 第7期 | | | 次期計画 | | |
| 障がい児 福祉計画 | 第2期 | | | 第3期 | | | 次期計画 | | |

5 計画の策定体制

（1）計画策定の体制

障がい福祉に関する団体・障がい福祉サービス事業者・関係機関の代表者、及び学識経験者等で組織する「岩倉市障害者計画推進委員会」及び「岩倉市地域自立支援協議会」を開催し、計画策定に関して意見を採り入れながら、計画を策定します。

（2）計画策定への市民参加

本計画の策定にあたって、障がい者等のニーズや生活状況等を把握するため、令和4年度に障害者手帳所持者及びそのご家族へのアンケート調査を行いました。また、計画案についてはパブリックコメントを実施します。

資料 4

○岩倉市障がい者計画

岩倉市障がい福祉計画及び障がい児福祉計画策定スケジュール

| 区 分 | | R5年 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | R6年 1月 | 2月 | 3月 |
|---------------|----------|-----------|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----------|----|----|
| ◆障がいのある人の現状把握 | | | | | | | | | | | | |
| ◆サービス等の現状の把握 | | | | | | | | | | | | |
| ◆現計画の進捗状況等 | | | | | | | | | | | | |
| ◆事業所等ヒアリング | | | | | | | | | | | | |
| ◆計画案の作成 | ・骨子の検討 | | | | | | | | | | | |
| | ・施策の検討 | | | | | | | | | | | |
| | ・見込量の検討 | | | | | | | | | | | |
| | ・計画素案の作成 | | | | | | | | | | | |
| | ・計画案の作成 | | | | | | | | | | | |
| | ・計画案の修正 | | | | | | | | | | | |
| ◆パブリックコメント | | | | | | | | | | | | |
| ◆計画書の印刷 | | | | | | | | | | | | |
| ◇推進委員会 | | | | | ① | | | | ② | | ③ | |
| ◇自立支援協議会 | | | | | ① | | | | ② | | ③ | |

推進委員会 ①（8月）計画の概要（計画策定の趣旨等）、計画骨子案の検討、スケジュール

②（12月）計画案の検討

③（2月）パブリックコメント結果、計画の最終検討→承認

自立支援協議会 ①（8月）障害福祉サービス等の実績検討（現計画の進捗状況）、計画の概要（計画策定の趣旨等）、スケジュール

②（12月）計画案の検討（重点施策、障害福祉サービス・障害児通所支援等の見込量等）

③（2月）パブリックコメント結果、計画の最終検討→承認

岩倉市障がい者計画の体系・骨子の検討

| 岩倉市障がい者計画（第5期） | | 次期 岩倉市障がい者計画の体系（案） | | | | | | |
|---|--|---|--|---|---|--------------------|--|---|
| 基本理念 | 計画の体系 | 国の方針 | 県・市の方向性 | 岩倉市の課題 | 基本理念 | 施策の方向 | 施策 | 取組 |
| ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら | <p>施策の方向1 ともに生きる～理解と交流の推進</p> <p><施策></p> <p>(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 差別解消に向けた取組の推進 (3) 福祉教育の充実 (4) 交流の促進</p> | <p>【国の方針】 第5次障害者基本計画 概要 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消 ・家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止 ・委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われないよう、取組を推進 ・改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進</p> <p>2. 安全・安心な生活環境の整備 ○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進 ・公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 ・接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 ・歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 ・国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進</p> <p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</p> <p>4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備</p> <p>5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供</p> <p>6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討</p> | <p>【県の方針】 あいち障害者福祉プラン2021-2026</p> <p>基本理念 全ての県民が、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障害の有無によって分け隔てられることなく、多様性を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現</p> <p>施策体系図 1 安全・安心な生活環境の整備 (1) 安全に安心して生活できる住環境の整備 (2) 障害のある人に配慮したまちづくりの推進</p> <p>2 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 (1) 情報アクセシビリティの向上 (2) 意思疎通支援の充実</p> <p>3 防災・感染症対策・防犯の推進 (1) 防災対策の推進 (2) 感染症対策の推進 (3) 防犯対策の推進</p> <p>4 権利擁護の推進及び行政等における配慮の充実 (1) 障害を理由とする差別の解消の推進 (2) 虐待の防止、権利擁護の推進</p> <p>5 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 (1) 意思決定支援の推進 (2) 自立した生活の支援</p> <p>6 保健・医療の推進 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 難病に関する保健・医療施策の推進 (3) 保健・医療の充実等</p> <p>7 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援と障害者雇用の促進 (2) 福祉的就労の底上げ (3) 福祉施設から一般就労への移行に向けた取組</p> <p>8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教員の専門性の向上 (3) 教育諸条件の整備 (4) 卒業後の生活へのスムーズな移行</p> | <p>○今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要。 ○精神障がい者で差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられ、今後も、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要。 ○幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要。 ○身近な地域で日常的に交流を深めていくため、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していくことが必要。 ⇒【施策の方向1】</p> <p>○障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要。 ○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要ときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】</p> <p>○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の</p> | ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら | 1 ともに生きる～理解と交流の推進 | <p>(1) 障がいに対する理解の促進</p> <p>(2) 差別解消に向けた取組の推進</p> <p>(3) 福祉教育の充実</p> <p>(4) 交流の促進</p> | <p>○障がい特性に対する住民への理解・啓発の推進 ○地域共生の理念の普及 ○「障害者週間」の周知 ○イベントにおける啓発 ○「車いす使用者用駐車施設」に関する啓発 ○障がいのある人に関するマークの周知 ○コミュニケーションボードの普及 ○コミュニケーション手段の利用促進</p> <p>○「障害者差別解消法」についての周知・啓発 ○講演会等の実施 ○障がいを理由とする差別の禁止 ○手続や選挙における合理的配慮の提供</p> <p>○福祉教育の充実 ○福祉体験学習等の推進 ○交流学習の促進 ○教職員の指導力向上 ○生涯学習における福祉教育の推進</p> <p>○岩倉市障害者連絡協議会の活動支援 ○当事者団体の「見える化」の促進 ○社会参加の場の確保 ○当事者団体の活動支援 ○障がいのある人を支援するボランティアの育成と活動支援 ○当事者団体への参加促進</p> |
| | <p>施策の方向2 地域で生活する～生活支援の充実</p> <p><施策></p> <p>(1) 生活の場の確保 (2) 生活支援の充実 (3) 相談・情報提供の充実 (4) 権利擁護の推進・虐待の防止 (5) 人材の育成と確保</p> | <p>3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進 ・情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく施策の充実 ・公共インフラとしての電話リレーサービス提供の充実 ・手話通訳者や点訳者等の育成、確保、派遣</p> <p>4. 防災、防犯等の推進 ○災害発生時における障害特性に配慮した支援 ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 ・福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 ・障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備</p> <p>5. 行政等における配慮の充実 ○司法手続や選挙における合理的配慮の提供等 ・司法手続(民事・刑事)における意思疎通手段の確保 ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実、投票機会の確保 ・国家資格試験の実施等に当たり障害特性に応じた合理的配慮の提供</p> <p>6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討</p> | <p>6 保健・医療の推進 (1) 精神保健・医療の適切な提供等 (2) 難病に関する保健・医療施策の推進 (3) 保健・医療の充実等</p> <p>7 雇用・就業、経済的自立の支援 (1) 総合的な就労支援と障害者雇用の促進 (2) 福祉的就労の底上げ (3) 福祉施設から一般就労への移行に向けた取組</p> <p>8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教員の専門性の向上 (3) 教育諸条件の整備 (4) 卒業後の生活へのスムーズな移行</p> | <p>○サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要。 ○地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められる。 ○個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要。 ○障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要ときに手軽に入手することができるよう情報提供に努めることが必要。 ○地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発が必要。 ○成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要。 ○介護・福祉人材の確保を進めるため、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要。 ⇒【施策の方向2】</p> | ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら | 2 地域で生活する～生活支援の充実 | <p>(1) 生活の場の確保</p> <p>(2) 生活支援の充実</p> <p>(3) 相談・情報提供の充実</p> <p>(4) 情報アクセシビリティの向上や意思疎通支援</p> <p>(5) 権利擁護の推進・虐待の防止</p> <p>(6) 人材の確保と育成</p> | <p>○グループホームの充実 ○地域生活体験事業の実施支援 ○自立生活援助の整備 ○住宅改善の推進</p> <p>○訪問系サービスの充実 ○日中活動系サービスの充実 ○地域生活支援の拠点づくり ○コミュニケーション支援の充実</p> <p>○相談支援体制の強化 ○障害福祉サービスの利用支援 ○包括的な相談支援体制の検討・重層的な支援体制の構築 ○ピアカウンセリングの促進 ○家族支援の充実</p> <p>○福祉サービスに関する情報提供の充実 ○視覚障がいのある人への情報提供の充実 ○障がいのある人への情報提供施設などの周知 ○障害者手帳交付時の情報提供の充実 ○情報提供にかかわるボランティア等の育成 ○ユニバーサルデザインの考え方に基づく情報提供</p> <p>○権利擁護支援体制の整備 ○成年後見制度利用支援の充実 ○日常生活自立支援事業の利用促進 ○虐待の防止等に関する周知・啓発</p> <p>○福祉・介護の仕事の魅力の「見える化」 ○事業者との連携強化</p> |
| | <p>施策の方向3 健やかに生きる～保健・医療の充実</p> <p><施策></p> <p>(1) 保健事業の充実 (2) 医療体制の充実と連携強化</p> | <p>6. 保健・医療の推進 ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討</p> | <p>8 教育の振興 (1) インクルーシブ教育システムの推進 (2) 教員の専門性の向上 (3) 教育諸条件の整備 (4) 卒業後の生活へのスムーズな移行</p> | <p>○居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要。 ○障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の</p> | ともに生き、ともに創ろう ずっと住みたい、生きがいのあるまち いわくら | 3 健やかに生きる～保健・医療の充実 | <p>(1) 保健事業の充実</p> | <p>○妊婦健康診査の充実 ○乳幼児健康診査の充実 ○乳幼児訪問指導の充実 ○各種健康診査・事後指導の充実 ○健康づくり事業の推進 ○障がいのある人への訪問指導の充実 ○難病患者への訪問指導の充実 ○精神保健に関わる相談援助体制の整備 ○職員の研修等の充実 ○継続した支援体制の整備 ○感染症対策の充実</p> |

| 岩倉市障がい者計画（第5期） | | 国の方針 | 県・市の方向性 | 岩倉市の課題 | 次期 岩倉市障がい者計画の体系（案） | | | | |
|--|--|--|--|--|---|--|---|---|--|
| 基本理念 | 計画の体系 | | | | 基本理念 | 施策の方向 | 施策 | 取組 | |
| | <p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <p>・ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保</p> <p>・障害のあることに対する支援の充実</p> <p>8. 教育の振興</p> <p>○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <p>・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及</p> <p>・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進</p> <p>・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進</p> <p>9. 雇用・就業、経済的自立の支援</p> <p>○総合的な就労支援</p> <p>・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援</p> <p>・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用</p> <p>・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進</p> <p>10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備</p> <p>・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり</p> <p>・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり</p> <p>・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</p> <p>11. 国際社会での協力・連携の推進</p> <p>○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進</p> <p>・障害者分野における国際協力への積極的な取組</p> <p>・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信</p> | <p>9 文化芸術活動・スポーツ等の振興</p> <p>（1）文化芸術活動の充実に向けた社会環境の整備</p> <p>（2）スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</p> <p>【市の方針】</p> <p>第5次岩倉市総合計画 施策がめざす将来の姿</p> <p>●障がいのある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、その人らしく自立し、住み慣れた地域の中で安心して生活しています。</p> <p>●障がいのある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、地域や社会が障がい者と交流し支え合える環境が整っています。</p> <p>施策の内容</p> <p>（1）障がい者への地域生活支援と社会参加促進</p> <p>個別施策：①相談支援体制の充実 個別施策：②福祉サービスの充実と関係者の連携</p> <p>個別施策：③医療費の支援 個別施策：④就労の支援 個別施策：⑤スポーツ・文化活動等への参加促進</p> <p>（2）障がい者に対する理解促進とボランティア活動の充実</p> <p>個別施策：①福祉教育の充実 個別施策：②地域での障がい者に対する理解促進 個別施策：③障がい者の権利擁護・虐待防止 個別施策：④ボランティア活動の充実</p> | <p>連携強化が必要。</p> <p>⇒【施策の方向3】</p> <p>○地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められる。</p> <p>○学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要。</p> <p>○より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要。</p> <p>⇒【施策の方向4】</p> <p>○今後も、障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいくことが必要。</p> <p>○企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められる。</p> <p>○障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要。</p> <p>⇒【施策の方向5】</p> <p>○公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインを推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要。</p> <p>○今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくするとともに、単身での外出が困難な人への支援の充実が求められる。</p> <p>○今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要。</p> <p>○今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化が必要。</p> <p>⇒【施策の方向6】</p> | <p>基本理念</p> <p>施策の方向</p> <p>施策</p> <p>取組</p> | <p>（2）医療体制の充実と連携強化</p> <p>○精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <p>○地域の医療提供体制の構築</p> <p>○医療的ケア児等の支援体制の構築</p> <p>○医療費助成の周知</p> <p>○かかりつけ医の奨励</p> <p>○在宅歯科診療の周知</p> <p>○歯科衛生士による訪問口腔衛生指導の周知</p> | <p>4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実</p> <p>（1）療育の充実</p> <p>（2）保育・幼児教育の充実</p> <p>（3）インクルーシブ教育の推進</p> | <p>○「あゆみの家」の充実</p> <p>○相談支援体制の強化</p> <p>○保護者に対する障がい受容支援</p> <p>○継続的な支援システムの構築</p> <p>○保護者等の交流の場づくり</p> <p>○インクルーシブ保育（統合保育）の推進</p> <p>○専門職の配置・職員の知識向上</p> <p>○子育て相談の充実</p> <p>○障がい児の受け入れ体制の充実</p> <p>○保育士、教員の資質向上</p> <p>○インクルーシブ教育を推進するための多様な学びの場の充実</p> <p>○障がいに応じた特別支援学級の設置</p> <p>○療育の一貫性の確保</p> <p>○進路指導の充実</p> <p>○個別的教育支援計画・指導計画の活用</p> <p>○学校教育施設のバリアフリー化の推進</p> | <p>（1）雇用の促進</p> <p>○障がい者雇用についての啓発</p> <p>○市の法定雇用率の達成</p> <p>○精神障がいのある人の就労の促進</p> <p>○就労移行支援事業の参入促進</p> <p>○就労継続支援事業の参入促進</p> <p>○一般就労が困難な人の就労の場への支援</p> <p>○障がい者雇用に関する「見える化」の促進</p> <p>○多様な就労体験・実習の場の確保</p> <p>○優先調達の推進</p> | <p>5 いきいきと活動する～社会参加の促進</p> <p>（2）就労後の支援の充実</p> <p>○就労定着支援事業の周知と参入促進</p> <p>○ジョブコーチの普及促進</p> <p>○職場における合理的配慮の提供義務等の周知</p> <p>○合理的配慮の事例の収集と発信</p> <p>（3）スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進</p> <p>○スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>○スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援</p> <p>○スポーツ教室の充実</p> <p>○スポーツ大会等への参加支援</p> <p>○市民健康マラソンにおける配慮</p> <p>○スポーツ施設の利用促進</p> <p>○スポーツ活動関連情報の提供</p> <p>○障がい者スポーツの普及</p> <p>○障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり</p> <p>○障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充</p> |
| | | <p>施策の方向4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実</p> <p>＜施策＞</p> <p>（1）療育の充実</p> <p>（2）保育・幼児教育の充実</p> <p>（3）インクルーシブ教育※6の推進</p> | | | | | | | |
| | | <p>施策の方向5 いきいきと活動する～社会参加の促進</p> <p>＜施策＞</p> <p>（1）雇用の促進</p> <p>（2）就労後の支援の充実</p> <p>（3）スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進</p> | | | | | | | <p>（1）雇用の促進</p> <p>○障がい者雇用についての啓発</p> <p>○市の法定雇用率の達成</p> <p>○精神障がいのある人の就労の促進</p> <p>○就労移行支援事業の参入促進</p> <p>○就労継続支援事業の参入促進</p> <p>○一般就労が困難な人の就労の場への支援</p> <p>○障がい者雇用に関する「見える化」の促進</p> <p>○多様な就労体験・実習の場の確保</p> <p>○優先調達の推進</p> |
| <p>施策の方向6 安心して暮らす～安全・安心の整備</p> <p>＜施策＞</p> <p>（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進</p> <p>（2）外出・移動支援の充実</p> <p>（3）災害時の地域支援体制の確立</p> <p>（4）福祉避難所の整備</p> | | <p>（2）就労後の支援の充実</p> <p>○就労定着支援事業の周知と参入促進</p> <p>○ジョブコーチの普及促進</p> <p>○職場における合理的配慮の提供義務等の周知</p> <p>○合理的配慮の事例の収集と発信</p> <p>（3）スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進</p> <p>○スポーツ施設、文化施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>○スポーツ・レクリエーション、文化活動にかかるイベントの支援</p> <p>○スポーツ教室の充実</p> <p>○スポーツ大会等への参加支援</p> <p>○市民健康マラソンにおける配慮</p> <p>○スポーツ施設の利用促進</p> <p>○スポーツ活動関連情報の提供</p> <p>○障がい者スポーツの普及</p> <p>○障がい特性に合わせた参加しやすい環境づくり</p> <p>○障がいの特性に応じた文化活動への参加機会の拡充</p> | | | | | | | |
| <p>（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進</p> <p>（2）外出・移動支援の充実</p> <p>（3）災害時の地域支援体制の確立</p> <p>（4）福祉避難所の整備</p> | | <p>（1）ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進</p> <p>○ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進</p> <p>○公共施設等のバリアフリー化の推進</p> <p>○民間施設のバリアフリー化の推進</p> <p>○こころのバリアフリー化の推進</p> <p>○障がい者補助犬の受け入れ</p> <p>（2）外出・移動支援の充実</p> <p>○障害福祉サービスによる外出支援</p> <p>○タクシー料金の助成による外出支援</p> <p>○デマンド型乗合タクシーによる外出支援</p> <p>○自動車運転免許取得費等の助成</p> <p>○交通事業者との連携強化</p> <p>（3）災害時の地域支援体制の確立</p> <p>○避難行動要支援者に対する支援の推進</p> <p>○地域防災体制の強化</p> <p>○避難行動要支援者支援制度の啓発</p> <p>（4）福祉避難所の整備</p> <p>○避難路の確保と周知</p> <p>○福祉避難所の整備</p> <p>○緊急通報システムの普及等</p> | | | | | | | |

「施策の方向 1 とともに生きる～理解と交流の推進」についての課題

| <p>現計画の方向性</p> | <p>障がいと障がいのある人への理解を広め、ノーマライゼーションとソーシャルインクルージョン（社会的包容力）の理念の浸透を図るため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動を推進するとともに、真の相互理解を図るため障がいのある人と地域住民との交流機会の創出に努めます。</p> <p>市民と行政が協働で障がいのある人の生活を支えるしくみづくりをめざし、ボランティアの育成や、関連団体の活動を支援していきます。</p> <hr/> <p>(1) 障がいに対する理解の促進 (2) 差別解消に向けた取組の推進 (3) 福祉教育の充実 (4) 交流の促進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|--------|-----|--|----------|---|-----------|---|----------|---|----------|---|------------|---|------------|---|----------|---|----------|--|----------|---|------------|--|
| <p>国の方針</p> | <p>○「障害者権利条約」の国会承認（平成 26 年 1 月） ○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成 28 年 4 月 1 日） 【障害者基本計画（第 5 次）】 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業評価</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 アンケート調査結果</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1066 1380 1111">調査結果項目</th> <th data-bbox="1380 1066 1514 1111">問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1111 1380 1189">近隣でおつきあいをしている人が“いる” 74.8%（身体障がい：79.9%、知的障がい：56.8%、精神障がい：64.7%）</td> <td data-bbox="1380 1111 1514 1189">障がい者問 35</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1189 1380 1267">困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%。</td> <td data-bbox="1380 1189 1514 1267">障がい者問 35③</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1267 1380 1346">地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 15.2%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合）</td> <td data-bbox="1380 1267 1514 1346">障がい者問 36</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1346 1380 1451">不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%（「ある」「少しある」を足した割合）</td> <td data-bbox="1380 1346 1514 1451">障がい者問 50</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1451 1380 1556">どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td data-bbox="1380 1451 1514 1556">障がい者問 51-①</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1556 1380 1662">不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」が 11.9%。</td> <td data-bbox="1380 1556 1514 1662">障がい者問 51-②</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1662 1380 1767">今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 19.2%。</td> <td data-bbox="1380 1662 1514 1767">障がい者問 54</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1767 1380 1823">地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 22.1%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合）</td> <td data-bbox="1380 1767 1514 1823">障がい児問 38</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1823 1380 1928">不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がいで 28.0%。（「ある」「少しある」を足した割合）</td> <td data-bbox="1380 1823 1514 1928">障がい児問 49</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1928 1380 2036">どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td data-bbox="1380 1928 1514 2036">障がい児問 50-①</td> </tr> </tbody> </table> | 調査結果項目 | 問番号 | 近隣でおつきあいをしている人が“いる” 74.8%（身体障がい：79.9%、知的障がい：56.8%、精神障がい：64.7%） | 障がい者問 35 | 困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%。 | 障がい者問 35③ | 地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 15.2%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合） | 障がい者問 36 | 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%（「ある」「少しある」を足した割合） | 障がい者問 50 | どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問 51-① | 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」が 11.9%。 | 障がい者問 51-② | 今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 19.2%。 | 障がい者問 54 | 地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 22.1%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合） | 障がい児問 38 | 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がいで 28.0%。（「ある」「少しある」を足した割合） | 障がい児問 49 | どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児問 50-① | |
| 調査結果項目 | 問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 近隣でおつきあいをしている人が“いる” 74.8%（身体障がい：79.9%、知的障がい：56.8%、精神障がい：64.7%） | 障がい者問 35 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%。 | 障がい者問 35③ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 15.2%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合） | 障がい者問 36 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%（「ある」「少しある」を足した割合） | 障がい者問 50 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問 51-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、「岩倉市役所（福祉課）」が 11.9%。 | 障がい者問 51-② | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 19.2%。 | 障がい者問 54 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地域の活動や行事にどの程度参加しているかについて、“参加している”人が 22.1%（「積極的に参加している」「ときどき参加している」を足した割合） | 障がい児問 38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある人が身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がいで 28.0%。（「ある」「少しある」を足した割合） | 障がい児問 49 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児問 50-① | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|---------------------|--|------------------------|
| | <p>不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときに、どこに相談したかについて、「相談していない」が 39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が 21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が 10.7%。</p> | <p>障がい児 問 50-②</p> |
| | <p>今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が 38.1%。</p> | <p>障がい児 問 53</p> |
| <p>3 次期計画に向けた課題</p> | <p>(1) 障がいに対する理解の促進</p> <p>障害者基本法では、身体、知的、精神の3障がいに加え、難病、発達障がい及びその他心身の機能に障がいのある人がその定義に加えられており、多様な障がいに対する理解を広めていくことが求められています。</p> <p>アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者の理解に対する社会啓発の促進（差別や偏見をなくす）」が障がい者で 19.2%、障がい児で 38.1%となっています。</p> <p>今後も、差別解消に向けた具体的な行動につながるよう、障がいに関する正しい知識を市民の中に広げていくため、法の趣旨や障がいのある人に対する理解を深める啓発活動を進めることが重要です。</p> <p>(2) 差別解消に向けた取組の推進</p> <p>障害者差別解消法は、不当な差別的取扱いを禁止し、個々のニーズに応じた合理的配慮の提供を求めることで、障がいのある人に対する差別をなくし、誰もが分け隔てなく共生する社会を実現することを目的としています。</p> <p>不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたことがある障がい者が、身体障がいで 7.8%、知的障がいで 15.9%、精神障がいで 24.6%、また、障がい児で身体障がいで 35.3%、知的障がいで 30.8%、精神障がいで 37.5%、発達障がいで 28.0%（障がい児）となっており、精神障がいで差別的な扱い等を受けたと感じる人が多くみられます。また、どのようなときに不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたかについて、障がい者で「働きたいとき、働くとき」「公共施設や交通機関を利用するとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が、障がい児で「公共施設や交通機関を利用するとき」「病院で医療を受けるとき」「情報を得たいとき、コミュニケーションをとりたいとき」などの意見が上位に挙がっています。</p> <p>不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を感じたときの相談先について、障がい者で「相談していない」が 59.6%と最も高く、次いで「どこに相談したらいいかわからない」が 14.7%、障がい児で「相談していない」が 39.3%と最も高く、次いで「岩倉市役所（福祉課）」が 21.4%、「福祉課以外の岩倉市役所の窓口」、「どこに相談したらいいかわからない」が 10.7%となっており、相談していない、または相談する場所がわからない人が多くみられます。</p> <p>今後も、障害者基本法や障害者差別解消法の目的とする共生社会の実現に向けて、市民の障がいへの理解、差別や偏見の解消のため、周知啓発を行っていくとともに、相談支援充実が必要です。</p> <p>(3) 福祉教育の充実</p> <p>障がいのある人とない人の交流を促進することによって相互の理解を深め、障がいの理解と差別の解消に向けた講演会や研修、福祉教育の推進、障がい者施設と地域との交流等により心のバリアフリーを推進し、すべての人の人権が尊重される地域社会の実現を目指す取組が必要です。</p> <p>幼いころからの福祉教育等の充実に加え、各種団体等と連携・協力し、障がいのある方の理解を目的とした、子どもから大人まで多くの市民を対象にした福祉教育の充実を図ることが必要です。</p> <p>(4) 交流の促進</p> <p>障がいに対する理解を促進するために、障がいのある方との交流や触れ合いの機会を通じて、互いの違いや特性を理解することが必要となります。</p> <p>アンケート調査によると、近隣でおつきあいをしている人が障がい者で7割を超えています。また、困ったときに相談できる人がいない人が身体障がいで 49.7%、知的障がいで 62.5%、精神障がいで 69.0%となっており、精神障がいで相談できる人がいない割合が高くなっています。</p> <p>地域の活動や行事にど参加している人が障がい者で 15.2%、障がい児で 22.1%となっています。</p> <p>そのため、身近な地域で日常的に交流を深めていくためにも、障がい者団体や事業所等との連携・協力により、多様な機会を通じて地域住民とふれあい、障がいのある人が積極的に社会活動に参画できるよう支援していく必要があります。</p> | |

課題整理シート

「施策の方向2 地域で生活する～生活支援の充実」についての課題

| | | |
|-------------|---|---------|
| 現計画の方向性 | <p>障がいのある人が、地域において普通に生活が送れるよう、住まい、生活支援、就労支援、相談・情報提供など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。</p> <p>判断能力が不十分な人であっても、サービスの利用をはじめ生活のさまざまな場面において、障がいのある人の自己決定や尊厳が守られ、地域において、その人らしい生活を送ることができるよう権利擁護に関する支援体制の構築をめざします。</p> <p>-----</p> <p>(1) 生活の場の確保 (2) 生活支援の充実 (3) 相談・情報提供の充実 (4) 権利擁護の推進・虐待の防止 (5) 人材の育成と確保</p> | |
| 国の方針 | <p>○「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の施行（平成28年5月13日）</p> <p>○「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の一部改正（令和3年5月）</p> <p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正（令和4年12月）</p> <p>【障害者基本計画（第5次）】</p> <p>1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止</p> <p>○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家族に対する相談支援や障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置等、虐待の早期発見や防止に向けた取組 ・ 障害福祉サービスの提供に当たり、利用者の意思に反した異性介助が行われることがないよう、取組を推進 ・ 改正障害者差別解消法の円滑な施行に向けた取組等の推進 <p>7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進</p> <p>○意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヤングケアラーを含む家族支援、サービス提供体制の確保 ・ 障害のあることにも対する支援の充実 | |
| 1 事業評価 | — | |
| 2 アンケート調査結果 | 調査結果項目 | 問番号 |
| | 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。 | 障がい者問18 |
| | 現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「いずれにも該当せず自宅にいる」が身体障がい63.9%、精神障がい43.3%と最も高く、「生活介護や自立訓練などに通所している」が知的障がい27.3%と高くなっている。 | 障がい者問19 |
| | 今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が身体障がい63.6%、知的障がい38.6%、精神障がい52.9%と最も高くなっている。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい26.1%と高くなっている。 | 障がい者問25 |
| | いつ頃からグループホームに入居したいかについて、「現在入居している」が38.9%と最も高く、次いで「親などが介助や支援できなくなったら入居したい」が18.5%、「5年以上後に入居したい」が11.1%。 | 障がい者問26 |
| | 障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、「市の広報紙」が48.9%と最も高く、「市のホームページ」が21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が16.5%。 | 障がい者問33 |
| | 医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が20.9%。一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が15.5%。 | 障がい者問43 |
| | 社会福祉協議会が実施する、日常的金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が74.0%と最も高い。また、利用している人が身体障がい1.6%、知的障がい6.8%、精神障がい5.3%。 | 障がい者問44 |

| | |
|--|----------------|
| 今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が 10.8%（身体障がい：8.9%、知的障がい：15.9%、精神障がい：16.6%）。 | 障がい者 問 45 |
| 障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度について、制度を知らない人が 44.4%。また、利用している人が 2.3%。 | 障がい者 問 46 |
| 今後、成年後見制度を利用したい人が 5.3%。 | 障がい者 問 47 |
| いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が 15.3%。 | 障がい者 問 48 |
| 虐待の内容について、「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が 79.3%と最も高く、次いで「殴る、蹴る、縛り付ける、閉じ込める、必要のない薬を飲ませる等（身体的虐待）」が 34.7%、「必要なお金を与えない、勝手にあなたのお金を使う等（経済的虐待）」が 15.3%。 | 障がい者 問 49-① |
| 誰から虐待を受けたかについて、「家族、親族、一緒に住んでいる人等」が 42.7%と最も高く、次いで「働いている場所の人等」が 25.3%、「学校の職員」が 12.0%。 | 障がい者 問 49-② |
| 虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、「家族・親族」が 35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 16.7%、「知人・友人」が 12.7%。一方、「相談できる人がいない」が 22.7%。 | 障がい者 問 49-③ |
| 岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が 3.1%。 | 障がい者 問 52 |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が 34.6%と最も高く、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が 11.5%、「障がい重度でも入所・入居できる施設の整備」が 11.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が 15.6%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が 10.5%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が 10.0%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が 4.5%。 | 障がい者 問 54 |
| 今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が身体障がい 82.4%、知的障がい 75.0%、精神障がい 75.0%、発達障がい 80.5%と最も高くなっている。また、「一人暮らしをしたい」が精神障がい 25.0%と高くなっている。 | 障がい児 問 29 |
| 障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、「市の広報紙」が 50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・LINE」が 36.3%、「市のホームページ」が 35.4%。 | 障がい児 問 36 |
| 障がいのある人などの権利を擁護するため、財産の処分や管理などの法律行為に関する援助などを行う成年後見制度を知っている人が 58.4%。 | 障がい児 問 45 |
| 将来、お子さんに関し、成年後見制度を利用したい人が 14.2%（身体障がい：17.6%、知的障がい：19.2%、精神障がい：37.5%、発達障がい：14.6%）。 | 障がい児 問 46 |
| お子さんは、いままでに体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が 15.9%（知的障がい：15.4%、精神障がい：25.0%、発達障がい：17.1%）。 | 障がい児 問 47 |
| お子さんが体や心を傷つけられた（虐待された）とき、だれ（どこ）に相談したかについて、「家族・親族」が 50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が 38.9%、「知人・友人」が 27.8%。 | 障がい児 問 48 |
| 岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が 0.9%。 | 障がい児 問 51 |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が 48.7%、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が 14.2%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が 11.5%、「障がい重度でも入所・入居できる施設の整備」が 9.7%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が 4.4%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が 2.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が 1.8%。 | 障がい児 問 53 |

(1) 生活の場の確保

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが大切です。

アンケート調査によると、今後どのような暮らし方をしたいかについて、「現在の家族と一緒に暮らしたい」が障がい者・障がい児ともに最も割合が高くなっています。また、「グループホーム等で共同生活をしたい」が知的障がい（障がい者）で26.1%と高く、「一人暮らしをしたい」が精神障がい（障がい児）で25.0%と高くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が重度でも入所・入居できる施設の整備」が障がい者で11.2%、障がい児で9.7%、「住宅改造などについての相談体制と補助制度等の充実」が障がい者で10.5%、障がい児で1.8%、「グループホームなど少人数で生活できる場の整備」が障がい者で10.0%、障がい者で11.5%となっています。

障がいのある人が住み慣れた地域で安定した生活を継続するためには、障がいの状況に応じた居住の場を整えることが必要です。

(2) 生活支援の充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。

アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「地域活動支援センター」を利用したことがある人が障がい者で3.1%、障がい児で0.9%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「日中だけ通って受けられるサービスの充実」が障がい者で11.5%、障がい児で14.2%、「ホームヘルパー等による家事や介助の援助」が障がい者で15.6%、障がい児で4.4%となっています。

障がいのある人が身近な地域で安心して暮らし続けるためには、サービス等利用計画が作成され適時の見直しが行われていくように、指定特定相談支援事業所に対する継続的な支援が必要です。また、地域生活支援拠点を整備し、身近な困りごとの相談や365日24時間の緊急時受け入れ対応等のサービスの充実が求められています。

(3) 相談・情報提供の充実

障がいのある人が住み慣れた地域や家庭で自立して暮らしていこうとすると、身近に相談できる体制が整っていることが重要です。

アンケート調査によると、障がい福祉に関する情報の入手方法について、今後、充実を希望するものとして、障がい者で「市の広報紙」が48.9%と最も高く、「市のホームページ」が21.9%、「スマートフォン等で使用するアプリ」が16.5%、障がい児で、「市の広報紙」が50.4%と最も高く、次いで「市公式ツイッター・LINE」が36.3%、「市のホームページ」が35.4%となっており、広報紙での情報提供を希望する人が多くみられます。

また、医療・福祉サービスや就労、生活上の困りごとなどについて、家族のほかに誰に相談しているかについて、「市役所」が36.4%と最も高く、次いで「医療機関」が20.9%となっている一方、「どこに相談に行ったらよいかわからない」が15.5%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「将来の生活についての不安の解消、相談支援体制の充実」が障がい者で34.6%と最も高く、障がい児で48.7%、「障がいのある人への適切かつ迅速な情報提供(点字図書、録音図書、字幕放送などを含む)」が障がい者で4.5%、障がい児で2.7%となっています。

今後も、個々の障がいのある人のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、相談機関の周知・場の充実や、支援につなげる連携体制を強化し、相談体制を充実していくことが必要です。

また、障がいのある人やその家族などが、住み慣れた地域で安心して暮らし、生活を豊かで快適なものとするためには、障がいのある人が、福祉サービスや生活に関する情報を、必要なときに手軽に入手することができるよう情報提供に努める必要があります。

(4) 権利擁護の推進・虐待の防止

障がいのある人が、差別や偏見、人権侵害を受けることなく一人ひとりが尊重され、権利や財産が擁護されなければなりません。

アンケート調査によると、社会福祉協議会が実施する、日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業について、制度を知らない人が74.0%と最も高くなっています。また、今後、日常生活自立支援事業を利用したい人が1割となっています。知的障がい、精神障がいで利用したい人の割合が高くなっています。

成年後見制度について、制度を知らない人が障がい者で44.4%。利用している人が2.3%となっており、今後、成年後見制度を利用したい人が5.3%と低くなっています。一方、障がい児で成年後見制度を知っている人が58.4%と高く、成年後見制度を利用したい人が14.2%となっており、特に精神障がいで利用したいと考える人が多くなっています。

いままでに自分の体や心を傷つけられた（虐待された）ことがある人が障がい者で15.3%、

障がい者で 15.9%となっています。特に精神障がい（障がい児）で傷つけられたと感じている人の割合が高くなっています。また、虐待の内容について、「怒鳴る、悪口を言う、仲間に入れない、わざと無視する等（心理的虐待）」が 79.3%と最も高く、誰から虐待を受けたかについて、「家族、親族、一緒に住んでいる人等」が 42.7%と最も高くとなっています。

虐待を受けたとき、だれ（どこ）に相談したかについて、障がい者で「家族・親族」が 35.3%と最も高く、「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 16.7%、「知人・友人」が 12.7%、障がい児で「家族・親族」が 50.0%と最も高く、次いで「会社の人、学校の先生」が 38.9%、「知人・友人」が 27.8%となっています。一方、「相談できる人がいない」が障がい者で 22.7%います。

地域では虐待や不適切な行為をされたことがある人も見られ、さらに人権・権利擁護を推進していくためには、地域及び当事者の人権・権利に対する意識啓発とともに、成年後見制度の利用を促進するため、制度の周知とともに権利擁護を担う専門的人材の育成確保にも取り組んでいくことが必要です。

（5）人材の育成と確保

介護・福祉サービス分野においては、利用者本位の質の高いサービスを提供するための人材が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が 19.1%、「医療従事者の確保・育成」が 14.7%となっています。

介護・福祉人材の確保を進めるため、若年層を含む幅広い年代が福祉の仕事に興味・関心を持ち、就労先として選択することが求められます。そのためには、子どもや学生等が福祉施設において、直接障がい者と交流するような地域交流の場や体験型学習、職場体験等を行い、障がいのある人とのふれあいを通し、障がい理解を促進するとともに魅力ある福祉の仕事への関心を深めてもらうことが必要です。

課題整理シート

「施策の方向3 健やかに生きる～保健・医療の充実」についての課題

| <p>現計画の方向性</p> | <p>障がいの原因となる疾病の予防、障がいの早期発見のため、妊産婦や乳幼児を対象とした健康診査や保健指導、生活習慣病予防の健康教育や健康相談など保健事業の充実を図ります。</p> <p>障がいのある人が、安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、保健・医療・福祉の連携を強化します。</p> <hr/> <p>(1) 保健事業の充実 (2) 医療体制の充実と連携強化</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|-----|---|---------|---|---------|--------------------------------------|---------|--|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|---|---------|--|
| <p>国の方針</p> | <p>○医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年9月） ○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（令和4年12月） ○難病の患者に対する医療等に関する法律の改正（令和4年12月） 【障害者基本計画（第5次）】</p> <p>6. 保健・医療の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消 <ul style="list-style-type: none"> ・切れ目のない退院後の精神障害者への支援 ・精神科病院に入院中の患者の権利擁護等のため、病院を訪問して行う相談支援の仕組みの構築 ・精神科病院における非自発的入院のあり方及び身体拘束等に関する課題の整理を進め、必要な見直しについて検討 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業評価</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 アンケート調査結果</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 994 1380 1039">調査結果項目</th> <th data-bbox="1380 994 1517 1039">問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1039 1380 1115">現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が81.0%。知的障がいで「受けていない」が34.1%と高くなっている。</td> <td data-bbox="1380 1039 1517 1115">障がい者問14</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1115 1380 1227">医療のことで、なにか困っていることについて、「特に困っていることはない」が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%。</td> <td data-bbox="1380 1115 1517 1227">障がい者問15</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1227 1380 1303">ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が20.8%。</td> <td data-bbox="1380 1227 1517 1303">障がい者問16</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1303 1380 1406">医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」が18.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。</td> <td data-bbox="1380 1303 1517 1406">障がい者問18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1406 1380 1518">今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が12.2%。</td> <td data-bbox="1380 1406 1517 1518">障がい者問54</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1518 1380 1594">お子さんは現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が69.9%。</td> <td data-bbox="1380 1518 1517 1594">障がい児問18</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1594 1380 1706">お子さんの医療のことで、なにか困っていることについて、「とくに困っていることはない」が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%。</td> <td data-bbox="1380 1594 1517 1706">障がい児問19</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1706 1380 1783">お子さんは、ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が3.5%。</td> <td data-bbox="1380 1706 1517 1783">障がい児問20</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1783 1380 1877">今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が7.1%、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が2.7%。</td> <td data-bbox="1380 1783 1517 1877">障がい児問53</td> </tr> </tbody> </table> | 調査結果項目 | 問番号 | 現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が81.0%。知的障がいで「受けていない」が34.1%と高くなっている。 | 障がい者問14 | 医療のことで、なにか困っていることについて、「特に困っていることはない」が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%。 | 障がい者問15 | ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が20.8%。 | 障がい者問16 | 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」が18.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。 | 障がい者問18 | 今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が12.2%。 | 障がい者問54 | お子さんは現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が69.9%。 | 障がい児問18 | お子さんの医療のことで、なにか困っていることについて、「とくに困っていることはない」が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%。 | 障がい児問19 | お子さんは、ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が3.5%。 | 障がい児問20 | 今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が7.1%、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が2.7%。 | 障がい児問53 | |
| 調査結果項目 | 問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が81.0%。知的障がいで「受けていない」が34.1%と高くなっている。 | 障がい者問14 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療のことで、なにか困っていることについて、「特に困っていることはない」が39.4%と最も高く、次いで「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%。 | 障がい者問15 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が20.8%。 | 障がい者問16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「ヘルパーの確保・育成」が19.1%、「医療的ケア者が利用できる生活介護の整備」が18.1%、「医療従事者の確保・育成」が14.7%。 | 障がい者問18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が12.2%。 | 障がい者問54 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お子さんは現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が69.9%。 | 障がい児問18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お子さんの医療のことで、なにか困っていることについて、「とくに困っていることはない」が31.0%と最も高く、次いで「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%。 | 障がい児問19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お子さんは、ふだん医療的ケアを必要としているかについて、「必要である」が3.5%。 | 障がい児問20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が7.1%、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が2.7%。 | 障がい児問53 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 次期計画に向けた課題

(1) 保健事業の充実

障がいを軽減し、障がい者の自立を促進するためには、医療やリハビリテーションが重要な役割を果たしており、身近な地域で治療や対応が行えることが重要となります。

アンケート調査によると、現在、病院などでなんらかの治療を受けているかについて、「通院している」が障がい者で81.0%、障がい児で69.9%となっています。

今後、充実すべきだと思われることについて、「専門的機能回復訓練（リハビリテーション）の充実」が障がい者で12.2%、障がい児で7.1%となっています。

今後も、地域で医療を受けながら安定した生活を送ることができるように、居住の確保や医師、保健師、相談支援専門員等の連携による支援の充実を図ることが必要です。

(2) 医療体制の充実と連携強化

保健や医療の支援が必要な障がいのある人が地域で暮らし続けていくために、保健・医療サービスと福祉サービスとの連携が必要です。

アンケート調査によると、医療のことで困っていることについて、障がい者で「いくつもの病院に通わなければならない」が16.3%、「医者に病気の症状が正しく伝えられない」が12.1%、障がい児で「専門的な治療をしてくれる病院が近くにない」が29.2%、「いくつもの病院に通わなければならない」が27.4%となっています。

今後、充実すべきだと思われることについて、「医師・保健師や介護士の訪問等による健康チェックなどの充実」が障がい者で12.2%、障がい児で2.7%となっています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、いつでも適切な医療サービスを受けられる体制が必要です。今後、障がい者の高齢化・重度化がさらに進むとともに、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、地域生活支援拠点の整備とあわせて、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。

課題整理シート

「施策の方向4 可能性を伸ばす～療育・保育・教育の充実」についての課題

| <p>現計画の方向性</p> | <p>障がいのある児童の可能性を伸ばし、持てる能力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、継続的な支援が行われるよう、保育園・幼稚園・認定こども園、小中学校、保健センター、子ども発達支援施設「あゆみの家」、放課後児童クラブなど関係機関とのネットワークの強化を図ります。また、重症心身障がい児や医療的ケアを要する子どもが適切な支援を受けられるよう体制整備に努めます。</p> <p>学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援を行うとともに、自閉症スペクトラム障害（ASD）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など発達障がいのある子どもに対して、生活や学習上の困難を改善・克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行います。</p> <hr/> <p>(1) 療育の充実 (2) 保育・幼児教育の充実 (3) インクルーシブ教育の推進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-----|---|----------|--|----------|--|----------|--|----------|---|----------|--|----------|--|----------|---|----------|--|
| <p>国の方針</p> | <p>○「学校教育法等の一部を改正する法律」が成立（平成 30 年 5 月） ○「インクルーシブ教育システム」の構築、発達障害者支援法の改正（平成 28 年 8 月 1 日施行）、児童福祉法の改正（平成 28 年 6 月 3 日施行） 【障害者基本計画（第 5 次）】 8. 教育の振興 ○インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自校通級、巡回通級の充実をはじめとする通級による指導の一層の普及 ・教職員の障害に対する理解や特別支援教育に係る専門性を深める取組の推進 ・病気療養児への ICT を活用した学習機会の確保の促進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業評価</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 アンケート調査結果</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査結果項目</th> <th>問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。</td> <td>障がい者問 52</td> </tr> <tr> <td>今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。</td> <td>障がい者問 54</td> </tr> <tr> <td>お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td>障がい児問 10</td> </tr> <tr> <td>お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。</td> <td>障がい児問 11</td> </tr> <tr> <td>医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。</td> <td>障がい児問 22</td> </tr> <tr> <td>現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。</td> <td>障がい児問 23</td> </tr> <tr> <td>岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。</td> <td>障がい児問 51</td> </tr> <tr> <td>今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。</td> <td>障がい児問 53</td> </tr> </tbody> </table> | 調査結果項目 | 問番号 | 岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。 | 障がい者問 52 | 今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。 | 障がい者問 54 | お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児問 10 | お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。 | 障がい児問 11 | 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。 | 障がい児問 22 | 現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。 | 障がい児問 23 | 岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。 | 障がい児問 51 | 今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。 | 障がい児問 53 | |
| 調査結果項目 | 問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 0.6%、知っている人が 11.6%。 | 障がい者問 52 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 4.4%、「特別支援教育の充実」が 3.5%。 | 障がい者問 54 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お子さんの育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児問 10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| お子さんの育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が 45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が 10.6%。 | 障がい児問 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が 3 件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が 2 件。 | 障がい児問 22 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が 82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が 12.4%。 | 障がい児問 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が 14.2%、知っている人が 39.8%。 | 障がい児問 51 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が 54.9%と最も高く、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が 46.9%。 | 障がい児問 53 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3 次期計画に向けた課題

(1) 療育の充実

子どもの障がいには、発達障がい、知的障がい、肢体不自由、重症心身障がい等がありますが、できるだけ早期から継続的な支援を行うために、早期発見、早期療育が求められています。

アンケート調査によると、医療的ケアに関して、どのような支援の充実が必要かについて、「医療的ケア児の教育に関する支援」が3件、「医療的ケア児の通所支援の整備（児童発達支援・放課後等デイサービス）」が2件となっています。

岩倉市が実施しているつぎのサービスについて、医療型児童発達支援を利用したことがある人が障がい者で0.6%、知っている人が11.6%、障がい児で利用したことがある人が14.2%、知っている人が39.8%となっています。

今後も、障がいのある子どもが、地域で暮らしながら専門的な療育を受けられる体制や、障がいの特性に応じた療育を実施するため、指導方法等の工夫や改善を図っていくことが求められます。

(2) 保育・幼児教育の充実

障がいの有無にかかわらず、子どもたちが同一の場で遊びや生活ができるような教育は、特別な支援が必要な子どもに対する理解促進や子どもたちの心身の発達促進のために重要です。

アンケート調査によると、現在、お子さんは、日中は主にどのように過ごしているかについて、「幼稚園・保育園等、学校に通園・通学している」が82.3%と最も高く、次いで「あゆみの家や児童発達支援施設に通園・通所している」が12.4%となっています。

育児をするにあたり、悩みや不安はあるかについて、「こどもの成長や発達について」「こどもの就学や進路について」「学校等での生活に関すること」などの意見が上位に挙がっています。また、育児をするにあたり、悩みや困っていることを相談する相手はどなたかについて、「家族・親族」が45.1%と最も高く、次いで「医師・看護師・ソーシャルワーカー等」が10.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「幼稚園・保育園、学校における障がいのある児童の受け入れ拡大」が障がい者で4.4%、障がい児で46.9%となっています。

地域の中では、就学前から卒業後の生活までを見通して、学校教育・子育て・福祉・就労部門との連携を緊密にし、子どもの成長段階や障がい特性に応じた必要な支援と相談体制の充実を図ることが必要です。

(3) インクルーシブ教育の推進

地域共生社会の実現に向けて、障がいのある幼児・児童・生徒が自立と社会参加を目指すインクルーシブ教育は大変重要となっており、また、「障害者差別解消法」の施行後、合理的配慮の提供が求められています。

アンケート調査によると、今後、充実すべきだと考えることについて、「特別支援教育の充実」が障がい者で3.5%、障がい児で54.9%と最も高くなっています。

今後も、一人一人の状況に応じたきめ細かな保育・教育がなされるよう、より一層のインクルーシブ教育に向け、体制の強化を図ることが必要です。

課題整理シート

「施策の方向5 いきいきと活動する～社会参加の促進」についての課題

| <p>現計画の方向性</p> | <p>「働く」ことは、経済的な自立生活の基盤となることはもちろん、社会参加の基本といえます。働く意欲と能力を有する障がいのある人に、もっと働く機会が提供されるよう総合的な支援を進めます。また、就労継続支援や一般就労への移行、ハローワークの労働施策の活用などによって経済的な自立を果たし、地域での自立した生活が実現するよう、学校、企業、サービス事業者、関係機関などの連携による就労に向けた支援を推進します。</p> <p>スポーツ・レクリエーション、文化活動への参加は、生活を豊かにします。一人でも多くの障がいのある人が気軽に活動に参加し、その楽しさを享受できるよう、参加機会の拡充、参加促進のための配慮・支援を行います。</p> <p>(1) 雇用の促進 (2) 就労後の支援の充実 (3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------|-----|--|---------|---|---------|--|-----------|--|-----------|---|---------|---|---------|--|---------|
| <p>国の方針</p> | <p>○障害者の雇用の促進等に関する法律の改正（令和5年4月） ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の施行（平成30年6月） ○「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」を公表（平成31年3月） 【障害者基本計画（第5次）】 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 ○総合的な就労支援 ・地域の関係機関が連携した雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援 ・雇用・就業施策と福祉施策の組合せの下、年金や諸手当の支給、税制優遇措置、各種支援制度の運用 ・農業分野での障害者の就労支援（農福連携）の推進 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 ○障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備 ・障害者の地域における文化芸術活動の環境づくり ・日本国際博覧会（大阪・関西万博）の施設整備、文化芸術の発信などの環境づくり ・障害の有無に関わらずスポーツを行うことのできる環境づくり</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業評価</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 アンケート調査結果</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th>調査結果項目</th> <th>問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>主にどなたの収入で生活しているかについて、「本人」が身体障がい64.1%、精神障がい40.6%と高く、「親」が知的障がい51.1%と最も高くなっている。</td> <td>障がい者問11</td> </tr> <tr> <td>現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「仕事をしている」が19.8%（身体障がい：18.1%、知的障がい：27.3%、精神障がい：23.0%）。「就労継続支援（A型・B型）を利用している」が身体障がい1.3%、知的障がい17.0%、精神障がい15.5%。</td> <td>障がい者問19</td> </tr> <tr> <td>仕事について、「職員以外（アルバイト等）」が33.2%と最も高く、次いで「正規職員」が25.5%、「就労継続支援や事業所などでの就労」が19.8%。</td> <td>障がい者問20-①</td> </tr> <tr> <td>現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%。</td> <td>障がい者問20-③</td> </tr> <tr> <td>障がいのある人の就労を促進するために、どのような支援が最も必要であると思うかについて、「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td>障がい者問22</td> </tr> <tr> <td>今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が19.4%（身体障がい：11.4%、知的障がい：33.3%、精神障がい：24.3%）。「就労継続支援などを利用して働きたい」が知的障がい33.3%、精神障がい18.9%。</td> <td>障がい者問24</td> </tr> <tr> <td>この1年間に活動状況について、「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%。今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%。</td> <td>障がい者問34</td> </tr> </tbody> </table> | 調査結果項目 | 問番号 | 主にどなたの収入で生活しているかについて、「本人」が身体障がい64.1%、精神障がい40.6%と高く、「親」が知的障がい51.1%と最も高くなっている。 | 障がい者問11 | 現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「仕事をしている」が19.8%（身体障がい：18.1%、知的障がい：27.3%、精神障がい：23.0%）。「就労継続支援（A型・B型）を利用している」が身体障がい1.3%、知的障がい17.0%、精神障がい15.5%。 | 障がい者問19 | 仕事について、「職員以外（アルバイト等）」が33.2%と最も高く、次いで「正規職員」が25.5%、「就労継続支援や事業所などでの就労」が19.8%。 | 障がい者問20-① | 現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%。 | 障がい者問20-③ | 障がいのある人の就労を促進するために、どのような支援が最も必要であると思うかについて、「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問22 | 今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が19.4%（身体障がい：11.4%、知的障がい：33.3%、精神障がい：24.3%）。「就労継続支援などを利用して働きたい」が知的障がい33.3%、精神障がい18.9%。 | 障がい者問24 | この1年間に活動状況について、「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%。今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%。 | 障がい者問34 |
| 調査結果項目 | 問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 主にどなたの収入で生活しているかについて、「本人」が身体障がい64.1%、精神障がい40.6%と高く、「親」が知的障がい51.1%と最も高くなっている。 | 障がい者問11 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現在、日中は主にどのように過ごしているかについて、「仕事をしている」が19.8%（身体障がい：18.1%、知的障がい：27.3%、精神障がい：23.0%）。「就労継続支援（A型・B型）を利用している」が身体障がい1.3%、知的障がい17.0%、精神障がい15.5%。 | 障がい者問19 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 仕事について、「職員以外（アルバイト等）」が33.2%と最も高く、次いで「正規職員」が25.5%、「就労継続支援や事業所などでの就労」が19.8%。 | 障がい者問20-① | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%。 | 障がい者問20-③ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障がいのある人の就労を促進するために、どのような支援が最も必要であると思うかについて、「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問22 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が19.4%（身体障がい：11.4%、知的障がい：33.3%、精神障がい：24.3%）。「就労継続支援などを利用して働きたい」が知的障がい33.3%、精神障がい18.9%。 | 障がい者問24 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この1年間に活動状況について、「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%。今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%。 | 障がい者問34 | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | |
|--------------|--|-------------|
| | <p>岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が2.4%。知っている人が16.8%。</p> | 障がい者 問52 |
| | <p>今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が23.0%、「配慮された働く場の整備」が10.7%、「障がい者スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が3.5%。</p> | 障がい者 問54 |
| | <p>お子さんは、休日や時間的余裕のあるときに、どのように過ごしているかについて、「趣味や学習活動」が29.2%、「映画などの鑑賞」が12.4%、「スポーツ」が7.1%。</p> | 障がい児 問26 |
| | <p>今後、主に日中をどのように過ごしたいかについて、「正規職員として働きたい」が7.7%、「就労継続支援などを利用して働きたい」が11.5%。</p> | 障がい児 問28 |
| | <p>この1年間にどのような活動をしたかについて、「旅行」が59.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が39.8%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が32.7%。今後、活動したいことについて、「旅行」が49.6%と最も高く、次いで「趣味の活動」が40.7%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が39.8%。</p> | 障がい児 問37 |
| | <p>岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を知っている人が21.2%。今後、利用したい人が32.7%。</p> | 障がい児 問51 |
| | <p>今後、充実すべきだと考えることについて、「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が46.0%、「配慮された働く場の整備」が31.0%、「障がい者スポーツ・文化・レクリエーション活動の支援」が3.5%。</p> | 障がい児 問53 |
| 3 次期計画に向けた課題 | <p>(1) 雇用の促進</p> <p>障がい者が地域で自立した生活を送るためには、就労が重要であり、働く意欲のある障がい者がその能力や適性に応じて、より力を発揮できるよう取り組むことが必要です。</p> <p>アンケート調査によると、日中は主に過ごし方について、仕事をしている人が約2割となっています。特に知的障がい仕事をしている人の割合が高くなっています。また、現在の職場について不安や不満はあるかについて、「収入が少ない」が31.2%、「障がいに対する配慮や意識が低い」が15.4%、「人間関係がよくない」が12.6%となっています。</p> <p>障がいのある人の就労を促進するために必要なことについて「働きやすい職場環境づくりの事業者への指導」「就労に関する総合相談」「就職後の支援」等の意見が上位に挙がっています。</p> <p>今後、充実すべきだと考えることについて、障がい者で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が23.0%、「配慮された働く場の整備」が10.7%、障がい児で「障がいの種類に応じた障がい者の雇用を促進すること」が46.0%、「配慮された働く場の整備」が31.0%となっています。</p> <p>障がい者が就労することは、経済的自立や生きがいづくり、一人ひとりがもつ能力を発揮し、地域に貢献することにつながります。</p> <p>今後も、障がい者の雇用促進の充実に向け、障がいや障がい者への理解や就労環境の改善促進に取り組んでいく必要があります。</p> <p>(2) 就労後の支援の充実</p> <p>障がいのある人が、社会の一員として就労の機会を得て、充実した社会生活を送るため、障がいの特性に応じた支援を受けながら、就労し働き続けることのできる環境整備が必要です。</p> <p>アンケート調査によると、岩倉市が実施しているサービスについて、「就労定着支援」を利用したことがある人が障がい者で2.4%、知っている人が16.8%、障がい児で知っている人が21.2%、今後利用したい人が32.7%となっており、今後も認知度を向上させる必要があります。</p> <p>今後も、企業と就労する障がいのある人とのマッチングや、就労後も働き続けるために、就労支援実施機関による効果的な就労移行支援、ジョブコーチ等による就労定着支援の一層の推進が求められます。</p> | |

3 次期計画に向けた課題

(3) スポーツ・レクリエーション、文化活動の推進

生涯学習、文化・スポーツ活動などの体制を充実することは、障がい者の生きがいや社会参加の促進につながります。

アンケート調査によると、この1年間にどのような活動をしたかについて、障がい者で「趣味の活動」が20.4%、「旅行」が19.3%、「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が18.3%、今後、活動したいことについて、「旅行」が35.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が24.7%、「趣味の活動」が23.0%となっており、1年間の活動について、障がい児で「旅行」が59.3%と最も高く、次いで「コンサートや映画の鑑賞、スポーツの観戦」が39.8%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が32.7%。今後、活動したいことについて、「旅行」が49.6%と最も高く、次いで「趣味の活動」が40.7%、「知識や技術を身に着ける学習活動」が39.8%となっています。今後活動したい内容に「旅行」を希望する人が多いことから、移動する際の道路等の交通環境の整備などが求められます。

障がいのある人とない人が相互の理解を深めるとともに、障がいのある人の生活の質の向上を図り、能力や個性、意欲に応じて積極的に社会参加できる環境づくりが重要です。

今後も、多様な交流機会づくりに努め、障がいのある人の社会参加を促進し、その能力や個性を引き出すことができるよう、関係団体、地域組織等との連携を図っていく必要があります。

課題整理シート

「施策の方向6 安心して暮らす～安全・安心の整備」についての課題

| <p>現計画の方向性</p> | <p>障がいのある人はもちろん、高齢者、子ども、妊婦など、あらかじめ誰にでも利用しやすいように配慮して、道路、建築物、公園等の整備を進めるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを、市民、行政、事業者等が一体となって推進します。</p> <p>東日本大震災をはじめ想像を超えた自然災害が各地で発生する中、本市においても地震はもとより、大雨による川の増水など災害に対する不安は大きくなっています。障がいのある人など災害時に避難行動が困難な人の安全確保が図れるよう、避難所などの機能強化も含め、市全体で体制を整えていきます。</p> <hr/> <p>(1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進 (2) 外出・移動支援の充実 (3) 災害時の地域支援体制の確立 (4) 福祉避難所の整備</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--------|-----|--|--------|--|---------|---|---------|---|---------|---|---------|--|---------|---|---------|---|---------|
| <p>国の方針</p> | <p>○災害対策基本法が改正され、区市町村において災害時要配慮者の支援を実施するための基礎となる名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務付けられた。</p> <p>○「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」の公布（聴覚障害者が運転できる車両の種類の拡大）（平成23年9月）</p> <p>○「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が成立（平成30年5月）</p> <p>【障害者基本計画（第5次）】</p> <p>2. 安全・安心な生活環境の整備</p> <p>○移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化 接遇ガイドライン等の普及・啓発等の「心のバリアフリー」の推進 歩道が設置されていない道路や踏切道の在り方について検討、信号機等の整備 国立公園等の主要な利用施設のバリアフリー化や情報提供等の推進 <p>4. 防災、防犯等の推進</p> <p>○災害発生時における障害特性に配慮した支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保 福祉・防災の関係者が連携した個別避難計画等の策定、実効性の確保 障害特性に配慮した事故や災害時の情報伝達体制の整備 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>1 事業評価</p> | <p>—</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>2 アンケート調査結果</p> | <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="355 1429 1382 1462">調査結果項目</th> <th data-bbox="1382 1429 1513 1462">問番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="355 1462 1382 1541">どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が40.6%と最も高い。</td> <td data-bbox="1382 1462 1513 1541">障がい者問9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1541 1382 1619">どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が41.2%（身体障がい：38.5%、知的障がい：54.5%、精神障がい：48.1%）と最も高い。</td> <td data-bbox="1382 1541 1513 1619">障がい者問27</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1619 1382 1697">外出のときの主な交通手段について、「徒歩」が41.1%と最も高く、次いで「他の人が運転する自動車」が35.9%、「自分で運転する自動車」が29.2%。</td> <td data-bbox="1382 1619 1513 1697">障がい者問28</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1697 1382 1776">外出の目的について、「買物」が72.2%と最も高く、次いで「通院」が63.1%、「散歩」が32.7%。</td> <td data-bbox="1382 1697 1513 1776">障がい者問29</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1776 1382 1854">外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっている。</td> <td data-bbox="1382 1776 1513 1854">障がい者問30</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1854 1382 1933">岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が14.5%。</td> <td data-bbox="1382 1854 1513 1933">障がい者問31</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 1933 1382 2011">地震などの災害時に避難できるかについて、「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%。</td> <td data-bbox="1382 1933 1513 2011">障がい者問38</td> </tr> <tr> <td data-bbox="355 2011 1382 2141">地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%。</td> <td data-bbox="1382 2011 1513 2141">障がい者問39</td> </tr> </tbody> </table> | 調査結果項目 | 問番号 | どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が40.6%と最も高い。 | 障がい者問9 | どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が41.2%（身体障がい：38.5%、知的障がい：54.5%、精神障がい：48.1%）と最も高い。 | 障がい者問27 | 外出のときの主な交通手段について、「徒歩」が41.1%と最も高く、次いで「他の人が運転する自動車」が35.9%、「自分で運転する自動車」が29.2%。 | 障がい者問28 | 外出の目的について、「買物」が72.2%と最も高く、次いで「通院」が63.1%、「散歩」が32.7%。 | 障がい者問29 | 外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問30 | 岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が14.5%。 | 障がい者問31 | 地震などの災害時に避難できるかについて、「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%。 | 障がい者問38 | 地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%。 | 障がい者問39 |
| 調査結果項目 | 問番号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い（通院を含む）、送迎」が40.6%と最も高い。 | 障がい者問9 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が41.2%（身体障がい：38.5%、知的障がい：54.5%、精神障がい：48.1%）と最も高い。 | 障がい者問27 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外出のときの主な交通手段について、「徒歩」が41.1%と最も高く、次いで「他の人が運転する自動車」が35.9%、「自分で運転する自動車」が29.2%。 | 障がい者問28 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外出の目的について、「買物」が72.2%と最も高く、次いで「通院」が63.1%、「散歩」が32.7%。 | 障がい者問29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者問30 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が14.5%。 | 障がい者問31 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震などの災害時に避難できるかについて、「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%。 | 障がい者問38 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%。 | 障がい者問39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--------------|
| 災害時に、避難所等で困ると思われることについて、「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者 問 40 |
| 災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい者 問 41 |
| 避難行動要支援者制度を知っている人が11.4%、知らない人が75.1%。すでに利用している人が1.7%。 | 障がい者 問 42 |
| 岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が4.8%。知っている人が29.5%。 | 障がい者 問 52 |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が25.2%、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が24.2%。 | 障がい者 問 54 |
| どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い(通院を含む)、送迎」が55.8%と最も高い。 | 障がい児 問 14 |
| お子さんは、どれくらい外出するかについて、「ほぼ毎日」が77.0%(身体障がい:88.2%、知的障がい:78.8%、精神障がい:62.5%、発達障がい:80.5%)と最も高い。 | 障がい児 問 30 |
| 外出のときの主な交通手段について、「他の人が運転する自動車」が71.7%と最も高く、次いで「徒歩」が54.0%、「自転車」が24.8%。 | 障がい児 問 31 |
| 外出の目的について、「通園、通学」が75.2%と最も高く、次いで「買物」が46.9%、「散歩」、「施設への通所」が31.0%。 | 障がい児 問 32 |
| 外出するうえで困ることについて、「介助者などがいないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児 問 33 |
| 岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が11.5%。 | 障がい児 問 34 |
| お子さんは、地震などの災害時に避難できるかについて、「支援者がいればできる」が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が13.3%、「一人でできると思う」が10.6%。 | 障がい児 問 40 |
| 地震などの災害時にお子さんがすぐに困ることや不安に思うことについて、「家族などに連絡をとれない」が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が56.6%。 | 障がい児 問 41 |
| 災害時に、避難所等でお子さんが困ると思われることについて、「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児 問 42 |
| 災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などの意見が上位に挙がっている。 | 障がい児 問 43 |
| 避難行動要支援者制度を知っている人が15.9%、知らない人が76.1%。すでに利用している人が1.8%。 | 障がい児 問 44 |
| 岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が0.9%、知っている人が36.2%。 | 障がい児 問 52 |
| 今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が12.4%、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が10.6%。 | 障がい児 問 53 |

(1) ユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

アンケート調査によると、岩倉市において、近年、ユニバーサルデザインに基づく街づくりや、公共施設におけるバリアフリーの推進が進んできていると感じている人が障がい者で14.5%、障がい児で11.5%と低くなっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「障がい者が行動しやすい福祉のまちづくり(道路、交通機関や公共施設)の改善、工夫」が障がい者で24.2%、障がい児で12.4%となっています。

公共的建築物や道路などの公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進し、障がいの有無や年齢等にかかわらず、誰もが安心して生活できるような環境の形成に取り組んでいくことが必要です。

(2) 外出・移動支援の充実

買い物や通勤・通学、通所・通院等の日常生活だけでなく、積極的に地域活動に参加するためには、移動手段の確保は欠かせません。

アンケート調査によると、どのような介助や支援が必要かについて、「外出の付き添い(通院を含む)、送迎」が障がい者で40.6%、障がい児で55.8%と最も高くなっています。また、外出するうえで困ることについて、障がい者で「介助者などがいないと外出が困難である」「外出するのにお金がかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が、障がい児で「介助者などがいないと外出が困難である」「人の目が気にかかる」「必要なときに手助けが得られない」などの意見が上位に挙がっており、外出の際に介助を必要としている人が多くみられます。

岩倉市が実施しているサービスについて、「移動支援」を利用したことがある人が障がい者で4.8%、障がい児で0.9%と低くなっています。

今後も、障がいのある人の外出を支援するために、公共交通機関等の移動手段をより利用しやすくする必要があります。また、単身での外出が困難な人が必要な時に目的地まで安全に移動できるように支援の充実が求められます。

(3) 災害時の地域支援体制の確立

災害時に障がいのある人など支援を必要とする方に対する対策の推進が、我が国全体で大きな課題となっています。

アンケート調査によると、地震などの災害時に避難できるかについて、障がい者で「一人でできると思う」が39.0%と最も高く、次いで「支援者がいればできる」が30.6%、「できないと思う」が14.0%、障がい児で「支援者がいればできる」が65.5%と最も高く、次いで「できないと思う」が13.3%、「一人でできると思う」が10.6%となっており、避難の際に支援者を必要とする人の割合が高くなっています。また、地震などの災害時にすぐに困ることや不安に思うことについて、障がい者で「災害の状況がわからないこと」が45.8%と最も高く、次いで「誰に救助を求めたらいいかわからない」が32.7%、「避難所がわからない」が19.2%、障がい児で「家族などに連絡をとれない」が61.1%と最も高く、次いで「災害の状況がわからないこと」が60.2%、「誰に救助を求めたらいいかわからない」が56.6%となっています。

今後、充実すべきだと考えることについて、「災害や具合が悪くなったときなど緊急時の連絡手段の確保」が障がい者で25.2%、障がい児で10.6%となっています。

今後も、災害発生時における避難行動に支援が必要な方に対して、地域の人々が協力して助け合う共助の推進に取り組むことで、障がい者の援護体制の強化を図っていくことが必要です。

(4) 福祉避難所の整備

アンケート調査によると、災害時に、避難所等で困ると思われることについて、障がい者で「トイレのこと」「プライバシー保護のこと」などの意見が、障がい児で「コミュニケーションのこと」「トイレのこと」「避難所で過ごすこと自体が難しい」などの意見が上位に挙がっています。

また、災害時に備えてどのようなことに力を入れてほしいと思うかについて、障がい者で「避難先での医療・治療体制の整備」「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」などの意見が、障がい児で「病気・障がいの種類ごとの必要に対応した設備やサービス」「病気や障がいのある人が避難するための地域ぐるみの協力体制の確立」「避難先で安心して過ごせる仲間づくりの工夫」などの意見が上位に挙がっています。

避難行動要支援者制度を知っている人が障がい者で11.4%、すでに利用している人が1.7%、障がい児で知っている人が15.9%、すでに利用している人が1.8%となっており、避難行動要支援者制度の認知度・利用率は低くなっています。

今後、福祉避難拠点の整備や地域住民が主体となった避難所ごとの管理運営体制を構築し、災害発生時の迅速かつ適切な情報提供、避難支援体制の強化、避難生活における安全・安心の確保等に向け、地域全体で取り組んでいくことが必要です。

